

消費者庁

消費者庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 規制を対象として評価を実施した施策

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/caa.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	法人等による寄附の不当な勧誘を防止するための規制の新設（令和4年12月1日公表）	<p><制度改正></p> <p>法人等による不当な寄附の勧誘を防止するための規制の新設を内容とした「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案」を国会に提出した（令和4年12月提出、同月成立）。</p>
2	不当表示による顧客の誘引を防止するための規制の新設（令和5年2月27日公表）	<p><制度改正></p> <p>前に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対して課す課徴金の額を加算する措置等の規制の新設を内容とした「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律」を国会に提出した（令和5年2月提出）。</p>
3	認定の公示等に係る書面掲示規制（消費者契約法の一部改正に係る部分）（令和5年3月6日公表）	<p><制度改正></p> <p>「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(デジタル規制改革推進の一括法案)」がデジタル庁取りまとめの下、国会に提出された（令和5年3月提出）。</p>
4	認定の公示等に係る書面掲示規制（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正に係る部分）（令和5年3月6日公表）	<p><制度改正></p> <p>「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(デジタル規制改革推進の一括法案)」がデジタル庁取りまとめの下、国会に提出された（令和5年3月提出）。</p>

(事後評価)

表2 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式)（令和4年8月30日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/caa_h24.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【施策 (1)】 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット消費者取引に関する実態調査を実施するため、令和5年度概算要求（13百万円）を行った（令和4年度予算額：13百万円、令和5年度予算案額：13百万円）。 消費者財産被害事案への対応を継続的に推進するため、令和5年度概算要求（26百万円）を行った（令和4年度予算

				<p>額：26 百万円、令和 5 年度予算案額：26 百万円)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政の総合的調整対応を継続的に推進するため、令和 5 年度概算要求 (11 百万円) を行った (令和 4 年度予算額：11 百万円、令和 5 年度予算案額：51 百万円)。 ・取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のための取組を効果的かつ円滑に行うため、令和 5 年度概算要求 (115 百万円) を行った (令和 4 年度予算額：120 百万円、令和 5 年度予算案額：115 百万円)。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引デジタルプラットフォーム消費者保護法の実効的な運用を目的とした体制整備のため、令和 5 年度定員要求において 2 名 (係長級) の増員を要求。 <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律 (令和 3 年法律第 32 号) の施行を踏まえ、「測定指標」「達成手段」を施策内容に沿うよう修正した。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「インターネット消費者取引連絡会」を開催 (令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月の期間に 4 回開催)。 ・消費者政策担当課長会議を開催 (令和 4 年 11 月)。 ・消費者安全法 (平成 21 年法律第 50 号) に基づき、事業者名公表を伴う注意喚起を実施 (令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月の期間で注意喚起を 26 件実施)。 ・上記法定の注意喚起のほか、違法な年金担保融資、就業構造基本調査の「かたり調査」、オンラインカジノ、悪質なリフォーム事業者に関する注意喚起を行った。 ・新未来創造戦略本部において、SNS 相談に関する実証実験を実施。
2	<p>【施策 (2)】 消費生活に関する制度の企画・立案・推進</p>	相当程度 進展あり	引き続き 推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する制度の企画・立案・推進のため、令和 5 年度概算要求 (167 百万円) を行った (令和 4 年度予算額：83 百万円、令和 5 年度予算案額：189 百万円)。 ・情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費 (デジタル庁一括計上分) として、令和 5 年度概算要求 (25 百万円) を行った (令和 5 年度予算案額：25 百万円)。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体訴訟制度の実効的な運用のための体制整備の

			<p>ため、令和5年度定員要求において2名（課長補佐級1名、係長級1名）の増員を要求。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者法の在り方の見直しに係る体制整備のため、令和5年度定員要求において2名（課長補佐級1名、係長級1名）の増員を要求。 ・悪質事案における消費者被害の回復等を図る取組強化のための体制整備のため1名（課長補佐級）の時限延長を要求。 <p><制度改正等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第208回国会に提出した「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案」が、同国会で成立した。また、同改正法の施行準備として、「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）」等に関する意見募集を実施し、令和5年1月に公布した。 ・「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」報告書（令和4年10月）の提言を踏まえ、第210回国会に「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案」及び「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案」を提出し、両法は令和4年12月に成立。両法の施行に伴う関係法令の整備を実施した。 ・第208回国会に提出した、消費者裁判手続特例法の一部の改正内容を含む「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」が、同国会において成立した。 ・第208回国会における「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案」に対する附帯決議を踏まえ、消費者法は現状何が実現できていて何ができていないかを検証し、将来の消費者法の可能性を考えるため、令和4年6月に「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」準備会合を開催し、同年8月から「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」を開催し、幅広い観点からの検討を開始した。 ・デジタル庁取りまとめの下、第211回国会に「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（デジタル規制改革推進の一括法案）」が提出された（令和5年3月提出）。 <p><事前分析表></p>
--	--	--	--

				<ul style="list-style-type: none"> ・施策の概要、達成すべき目標、測定指標及び達成手段に、消費者契約法を始めとする消費者法制の在り方について既存の枠組に捉われない抜本的な検討やこれに必要な調査等を追加した。 ・施策の概要、達成すべき目標、測定指標及び達成手段に、靈感商法等の悪質商法や不当な寄附勧誘への対応を追加した。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者団体や消費者団体、大学等で消費者契約法等に関する説明会を実施するとともに、消費者庁HP上に、消費者契約法等に関するリーフレットを掲載した。 ・適格消費者団体2団体の新規認定申請に対して認定審査を実施し、1団体を認定。また、特定適格消費者団体3団体からの特定認定更新申請に対し更新審査を実施し、すべての特定認定を更新。適格消費者団体等への支援の取組として、適格消費者団体連絡協議会を実施した。
3	<p>【施策 (3)】 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進経費として、令和5年度概算要求（179百万円）を行った（令和4年度予算額：140百万円、令和5年度予算案額：138百万円）。 ・情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費（デジタル庁一括計上分）として、令和5年度概算要求（6百万円）を行った（令和5年度予算案額：6百万円）。 <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標としてエンシカル消費を実践する意向のある消費者の割合等を追加し、また、達成手段として事業者向け消費者教育プログラムの開発・普及等を追加した。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育に関する施策については、令和4年度の取組として、消費者教育の推進に関する基本的な方針の見直しを行ったほか、「消費者力」育成・強化ワーキングチームにおいて幅広い世代に対応した「消費者力」を身に付けるための新たな教材開発に着手した。 <p>また、令和4年度は成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、社会人も含めた若年者への切れ目のない対応を図るため、関係省庁と策定した「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針」に基づき、学校向け出前講座や事業者向けプログラムの開発等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及・啓発に関する施策については、令和4年度の取組と

				<p>して、啓発用のパンフレット、ポスター、動画や学習教材等の学校や地域等での活用促進のほか、若年者を中心により幅広い層に訴求していくためInstagramのアカウントを開設するなど情報発信の充実に向けた取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの削減に関する施策については、令和4年度取組として、「令和4年度食品ロス削減推進表彰」及び「めざせ！食品ロス・ゼロ」川柳コンテストを実施したほか、諸外国における食品ロス削減に関する先進的な取組についての調査、コンビニエンスストア等における「てまえどり」の呼び掛け、地域において食品ロス削減を推進する人材を育成する「食品ロス削減推進サポーター」の育成強化等に取り組んだ。
4	<p>【施策（4）】 地方消費者行政の推進</p>	<p>相当程度 進展あり</p>	<p>引き続き 推進</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政の推進に必要な経費として、令和5年度概算要求（3,358百万円）を行った（令和4年度予算額：2,084百万円、令和5年度予算案額：2,093百万円）。 ・復興特別会計において、地方消費者行政推進に必要な経費として、令和5年度概算要求（244百万円）を行った（令和4年度予算額：279百万円、令和5年度予算案額：244百万円）。 ・令和4年度第2次補正予算において、「地方消費者行政強化交付金」を2,000百万円措置。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談のデジタル化に関する企画・立案に必要な体制の整備を図るため、令和5年度定員要求において2名（係長級）の増員を要求。 <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成手段の概要について、達成手段「(5) 地方消費者行政人材育成事業」の達成手段の概要「消費者政策を学ぶためのプログラム開発に向けた調査・研究」を削除。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政強化交付金の活用等により、相談体制の充実等、地方公共団体における取組を支援。 ・第4期消費者基本計画(令和2年3月31日閣議決定)を踏まえた「地方消費者行政強化作戦2020」(令和2年4月1日)の達成に向けて取り組んでいる。 ・消費生活相談のデジタル化に向けて、「消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプラン2022」を策定した。また、「消費生活相談デジタル化アドバイザ

				<p>リーボード」における議論や、地方公共団体との意見交換等を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者ホットライン188及び相談窓口の認知度向上に向けて、PR動画の作成・配信、比較的認知度が低い地域での周知イベントやテレビCM放映等を実施。 ・地方消費者行政の充実・強化に向けて、新たな行政手法の開発及び横展開を図るための先進的モデル事業等を実施。 ・先進的モデル事業として「高齢者、障害者等を見守るネットワークの構築及び地域活性化の実証」を実施しつつ、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の設置を促進。 ・消費生活相談体制の充実に向けて、「消費生活相談員担い手確保事業」等を実施。 ・消費者庁幹部が地方公共団体の長等を訪問し、地方消費者行政の充実・強化に向けて直接働き掛けを実施。
5	<p>【施策 (5)】 消費者の安全確保のための施策の推進</p>	相当程度 進展あり	引き続き 推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全法等に基づき集約される生命・身体に係る消費者事故等への対応を継続的に推進するため、令和5年度概算要求(97百万円)を行った(令和4年度予算額:87百万円、令和5年度予算案額:87百万円)。 ・消費者に対して食品中の放射性物質等に関する正確な情報提供を行い、消費者の理解の増進を図る施策を推進するため、令和5年度概算要求(92百万円)を行った(令和4年度予算額:63百万円、令和5年度予算案額:71百万円)。 ・消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施のため、令和5年度概算要求(83百万円)を行った(令和4年度予算額:81百万円、令和5年度予算案額:83百万円)。 ・消費者安全調査委員会と国民生活センターの連携を強化するため、令和5年度概算要求において独立行政法人国民生活センター運営費として概算要求(18百万円)を行った(令和5年度予算案額:3,366百万円の内数)。 ・情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費(デジタル庁一括計上分)として、令和5年度概算要求(3百万円)を行った(令和4年度予算額:3百万円、令和5年度予算案額:3百万円)。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故情報データベースに係る取り組みを強化するため、令和5年度定員要求において課長補佐級1名の時限延長を要求。 ・事故等調査機能拡充のための体制整備のため、令和5年度定員要求において課長補佐級1名、係長級1名を要求。

				<p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関等から生命・身体被害に係る消費者事故等の情報を集約し、消費者への注意喚起の記者公表を適切に実施（令和4年4月～令和5年3月末の間に注意喚起を10回実施）。 ・子供の事故防止に向けて、関係府省庁が連携して取組を推進するため、「子どもの事故防止週間」を設定（令和4年7月15日～31日）し、集中的に啓発活動を行うとともに、令和4年度「子供の事故防止に関する関係省庁連絡会議」を令和5年3月に実施。 ・食品の安全等に関する緊急事態において、迅速かつ適切に対応できるよう関係府省庁と連携し、緊急時対応訓練を実施（令和4年4月～令和4年12月末の間に訓練を1回実施）。 ・食品中の放射性物質等に関し、地方公共団体等と連携した意見交換会や、地域において正確な情報提供ができる者の支援（フォローアップ研修の開催、ウェブサイト等での情報提供）等を通じたリスクコミュニケーションを実施（令和4年4月～令和5年3月末の間に各種意見交換会等を140回開催）。 ・東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出と日本の食品の安全性について、大臣メッセージを発信。 ・消費者安全調査委員会が原因を究明する必要があると認める事故について、事故等原因調査等を実施（報告書件数：2件、事故等原因調査等の新規選定数：1件、申出受付件数：23件※令和4年4月～令和5年3月末）。
6	<p>【施策（6）】 消費者取引対策の推進</p>	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）（以下「特定商取引法」という。）の厳正な執行等を行うため、令和5年度概算要求（264百万円）を行った（令和4年度予算額：241百万円、令和5年度予算案額：231百万円）。 ・情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費（デジタル庁一括計上分）として、令和5年度概算要求（3百万円）を行った（令和5年度予算案額：3百万円）。 ・特定商取引法及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和61年法律第62号）（以下「預託法」という。）の契約書面等の電子化に向けた必要な経費として、令和4年度第2次補正予算において、「特定商取引等に係る契約書面等電子化関係経費」を35百万円措置。 <p><定員要求></p>

				<ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引等に係る契約書面等の電子化に伴い、契約書面等の電磁的な交付の監視強化のため、令和4年度定員要求において3名（補佐級1名、係長級2名）の増員を要求。 ・悪質重大事案に対応するための体制整備に伴い、令和4年度末までの時限2名（補佐級1名、係長級1名）について、令和9年度末までの時限延長を要求。 <p><制度改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の財産に対する被害の防止及びその回復の促進を図るため、特定商取引法、預託法及び消費者裁判手続特例法の改正を行う「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」が令和3年6月に公布されたことを踏まえ、同法の未施行部分に係る政省令等を整備。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法及び預託法の厳正な執行として、全国的な広がりがあり、甚大な消費者被害が生じるおそれのある重大事案に対し重点的に取り組んだ。具体的には、外壁塗装等の工事に係る役務の提供を行う訪問販売業者や、健康食品及び化粧品等を含む家庭用日用品等を販売している連鎖販売業者、移動電気通信サービスの提供を行う連鎖販売業者に対し行政処分を行った事案等がある。
7	【施策（7）】 消費者表示対策の推進	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）（以下「景品表示法」という。）の厳正な執行等を行うため、令和5年度概算要求（367百万円）を行った（令和4年度予算額：154百万円、令和5年度予算案額：201百万円）。 ・情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費（デジタル庁一括計上分）として、令和5年度概算要求（2百万円）を行った（令和5年度予算案額：2百万円）。 <p><機構要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル広告の不当表示に係る景品表示法の調査・法執行、及び未然防止に係る普及啓発等の機能強化のため、令和5年度機構要求で、上席景品・表示調査官（デジタル表示担当）の新設を要求した。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル広告の不当表示の監視強化のための体制整備のため、令和5年度定員要求で、表示対策課に8名（課長補佐

級4名、係長級4名)の増員を要求した。

<制度改正>

- ・令和4年6月に「アフィリエイト広告等に関する検討会」の報告書に基づき、景品表示法第26条に基づく「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」の一部改正を行い、アフィリエイト広告が当該指針の対象に含まれることを明確化。
- ・広告主が自らの広告であることを隠したまま広告を出稿するなどのステルスマーケティングについて、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為を規制する景品表示法の観点から、対応を検討するため、令和4年9月から「ステルスマーケティングに関する検討会」を開催し、同年12月に報告書の公表を行った。当該報告書を踏まえ、令和5年3月、景品表示法第5条第3号に基づく告示において、ステルスマーケティングを新たに不当表示として指定。

<事前分析表>

- ・景品表示法違反行為の未然防止に係る測定指標について、達成すべき目標に沿って全体的に追記修正。

<その他の具体的取組>

- ・景品表示法に違反する行為を行った事業者に対して、その行為の取りやめ、再発防止策の実施等を命令する措置命令及び金銭的な不利益を課す課徴金納付命令を実施。特に、新型コロナウイルス等に対する効果を標ぼうする表示について、景品表示法に基づき措置命令や指導等を積極的に実施。
- ・景品表示法違反行為の未然防止の観点から、
 - ①事業者等がこれから行う企画についての相談に対応するなどして法令遵守の取組支援を実施。
 - ②各種団体主催の景品表示法に関する講習会等への講師派遣、同法のパンフレットの配布等の普及啓発活動を実施。
- ・エキストラバージンオリーブオイルの表示に関する公正競争規約の認定を行ったほか、公正競争規約の所要の変更につき公正取引協議会等から相談を受け認定を行うとともに、規約担当職員が各公正取引協議会等に対し規約の適正な運用等について必要な助言等を行うこと等により、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進。
- ・公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等へ講師を

				<p>派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）を遵守していない表示者に対して行政指導をするとともに、自治体や事業者団体が主催する説明会に講師を派遣し、家庭用品品質表示法の普及啓発を実施。 ・電話での問合せ等に対して、ウェブサイト上の資料の掲載先を案内するなど、住宅性能表示制度の普及啓発を実施。また、国土交通省の所掌に係る内容を含む問合せについては、必要に応じ、同省に対して問合せの内容について情報提供を実施。 ・健康食品も含めた食品の表示・広告について、執行体制の整備や留意事項の周知徹底等により、適正化を推進。特に、新型コロナウイルス等に対する効果を標ぼうする表示について、健康増進法に基づき改善指導等を積極的に実施。 ・食品表示に関する取締りについて、関係する行政機関で構成する連絡会議の活用等により連携を図り、効果的かつ効率的な執行を実施。 ・消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号)の規定に違反するおそれのある表示について監視。
8	<p>【施策（8）】 食品表示の企画・立案・推進</p>	<p>相当程度進展あり</p>	<p>引き続き推進</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示対策の推進のため、令和5年度概算要求（301百万円）を行った。（令和4年度予算額：208百万円、令和5年度予算案額：225百万円）。 ・情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費（デジタル庁一括計上分）として、令和5年度概算要求（48百万円）を行った（令和4年度予算額：48百万円、令和5年度予算案額：48百万円）。 ・食物アレルギー表示制度の検証の推進のため、令和4年度第2次補正予算において134百万円措置。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルによる食品表示の充実に向けた企画・立案業務を適正に行うため、令和5年度定員要求において2名（課長補佐級）の増員を要求した。 ・栄養成分表示に係る体制強化のため、令和5年度定員要求において2名（係長級）の増員を要求した。 ・国民の健康の保護及び増進のために必要な食品表示制度の企画立案業務を適正に行うため、令和5年度定員要求において1名（課長補佐級）の時限延長を要求した。

<制度改正>

下記2点について、食品表示基準の一部を改正した。

- ①アレルギー原因物質を含む食品である「くるみ」について、現在、表示を推奨する品目としているが、即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査の結果等から、専門家の意見を踏まえ、アレルギー表示の対象品目である特定原材料として「くるみ」を追加することとした。
- ②今後、厚生労働省による安全性審査を経て、エイコサペンタエン酸（EPA）及びドコサヘキサエン酸（DHA）を産生させるために遺伝子組換えが行われたなたねに由来する食品が国内に流通することが見込まれたことから、遺伝子組換え表示制度における特定遺伝子組換え農産物としての表示対象に当該なたねを追加することとした。

<事前分析表>

・令和4年度政策評価有識者懇談会・行政事業レビュー外部有識者会合における委員からの指摘を踏まえ、「測定指標」について見直した。

<その他の具体的な取組>

- ・原料原産地表示制度、遺伝子組換え食品表示制度及び食物アレルギー表示制度を含む食品表示制度全般について、講習会等を通じて事業者にも周知を図るとともに、消費者団体と連携した消費者向けセミナーを実施した。また、令和5年度に施行を迎える遺伝子組換え食品表示制度について、地方公共団体や消費者・事業者団体等と連携して、消費者・事業者を対象とした説明会を実施した。
- ・食品添加物の表示については、令和2年3月に取りまとめた「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」を踏まえ、いわゆる無添加表示における、「食品表示基準」（平成27年内閣府令第10号）第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示に関する「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」を作成・公表しており、併せて消費者向けの啓発チラシ・ポスターも公表した。
- ・栄養成分表示の活用を通じた健康作りの普及啓発動画をウェブサイトで公開するとともに、新たに保健機能食品の理解促進を図る動画を作成した。
- ・外食・中食における食物アレルギーに関する取組について、厚生労働省「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」の令和3年度の改正において、国は事業者等が行う情報提供に関する取組等を積極的に推進する旨が追加されたこと等を踏まえ、消費者及び事業者向けのパンフ

				<p>レットを作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ウェブを用いた食品表示情報の提供の現状把握を行うために、「食品表示の全体像に関する報告書」で求められているウェブでの補助的情報提供の優良事例に関する調査を実施した。さらに、分かりやすく活用される食品表示の検討を行うため、デジタルツールを活用した食品表示の可能性を検討するための調査を実施した。 インターネット販売における食品表示に関する情報提供については、令和4年6月に「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック」を公表した。 特定保健用食品制度の更なる活用に向け、疾病リスク低減表示については、令和3年度の調査事業の結果を基に基準の見直し等に関する通知改正を行うとともに、消費者委員会に安全性及び効果について諮問した。栄養機能食品については、令和4年9月に「栄養成分の機能表示等に関する調査・検討事業報告書」を公表し、最新の科学的根拠を確認した上で、20種の栄養成分の機能表示に関する文言の見直しに向けた方針を整理した。
9	<p>【施策（9）】 消費者政策の推進に関する調査研究・国際連携</p>	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者政策の推進に関する調査・分析の実施のため、令和5年度概算要求（86百万円）を行った（令和4年度予算額：67百万円、令和4年度予算案額：75百万円）。 消費者行政の国際的な連携を推進するため、令和5年度概算要求（149百万円）を行った（令和4年度予算額：95百万円、令和5年度予算案額：107百万円） <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者事故の防止に関する業務実施体制を整備するため、令和5年度定員要求において1名（課長補佐級）の増員を要求。 社会情勢の変化等に対応した体系的な消費者教育を推進するため、令和5年度定員要求において1名（課長補佐級）の時限延長を要求。 国際・研究業務等を機能強化するため、令和5年度定員要求において2名（係長級2名）の時限延長を要求。 実証に基づく地方連携強化のための体制を整備するため、令和5年度定員要求において1名（課長補佐級）の時限延長を要求。 <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度政策評価有識者懇談会・行政事業レビュー外部有識者会合における委員からの指摘などを踏まえ、「測定

				<p>指標」の見直し及び「参考指標」の追加を行った。</p> <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者白書を作成し、国会に報告するとともに、関係行政機関や国民等に広く情報提供を行った。 ・令和4年11月、OECD消費者政策委員会本会合が、3年ぶりに実開催されたことを受け、消費者庁から対面で開催した。また、同会合への出席の機会に欧州委員会を訪問し、今後の国際連携を念頭に会談を行った。 ・新未来創造戦略本部において、令和4年6月には、フランス・イギリス・アメリカ、10月には、マレーシア・タイと、それぞれ研究者等による講演や議論を内容とした国際シンポジウム等を行った。
10	<p>【施策（10）】 事業者との協働に関する企画・立案・推進</p>	相当程度 進展あり	引き続き 推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価対策の推進のため、令和5年度概算要求（34百万円）を行った（令和4年度予算額：24百万円、令和5年度予算案額：34百万円）。 また、令和4年度第2次補正予算において、「生活関連物資及び公共料金等に関する調査・啓発」として、63百万円を措置。 ・公益通報者保護の推進のため、令和5年度概算要求（116百万円）を行った（令和4年度予算額：92百万円、令和5年度予算案額：102百万円）。 ・消費者志向経営の推進のため、令和5年度概算要求（55百万円）を行った（令和4年度予算額：22百万円、令和5年度予算案額：20百万円）。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価関連業務に係る体制強化のため、令和5年度機構要求において、1名（室長級）の新設を要求。また、同年度定員要求において、2名（課長補佐級1名、係長級1名）の増員を要求。 <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成手段、測定指標、その他施策の概要等について、令和3年度で終了した「物価モニター調査」を削除し、令和4年度からの取組である「価格動向調査」、「便乗値上げウェブ窓口」を追加する等の変更を行った。 ・達成目標、達成手段、測定指標、その他施策の概要等について、公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行（令和4年6月1日）を踏まえ、所要の修正・変更を行った。

表3 規制を対象として評価を実施した政策（令和5年3月31日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/caa.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	悪質事業者対策 その他の特定商取引分野における規制の強化	継続が妥当	引き続き推進	<p><制度改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本規制は、悪質事業者の手口の巧妙化・複雑化への対応等を目的に導入されたものである。 (1) 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第60号） <ul style="list-style-type: none"> ①規制対象範囲の拡大（特定権利の追加） ②解除妨害を目的とした事実不告知規制の追加 ③行政処分の実効性向上のための措置 ④ファクシミリ広告規制の追加 ⑤電話勧誘販売の過量販売規制の追加 ⑥質問権限の追加 (2) 特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第174号） <ul style="list-style-type: none"> ①立入検査等の対象となる密接関係者の範囲の拡大 ②美容医療サービスの特定継続的役務への指定 <p>・本規制の導入による副次的な影響及び波及的な影響等は特に生じておらず、事前評価時に想定していない負の影響も特に生じていない。加えて、本規制には、消費者被害を抑止する効果が期待されることから、本規制を引き続き継続する。</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法の厳正な執行等を行うため、令和5年度概算要求（119百万円）を行った（令和4年度予算額：141百万円、令和5年度予算案額：131百万円）。
2	特定商取引分野における規制の整備	継続が妥当	引き続き推進	